

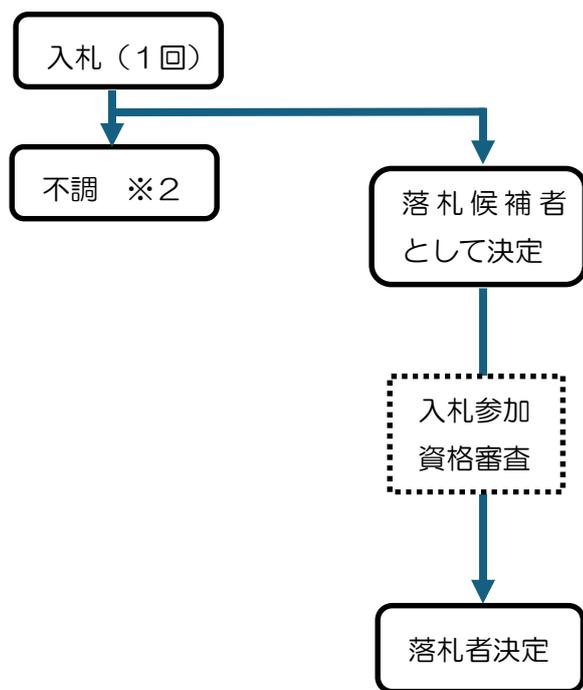
○一般競争入札の流れ

※予定価格を入札前に公表する場合（事前公表）と入札後に公表する場合（事後公表）で、入札の流れが異なります。

予定価格を入札前に公表（事前公表）		予定価格を入札後に公表（事後公表）	
入札の執行回数	1回	入札の執行回数	原則1回 ※落札候補者がいない場合は、再度入札を実施（最大2回）
工事費内訳書の添付（工事の場合）	入札と共に指定する期限までに提出	工事費内訳書の添付（工事の場合）	入札と共に指定する期限までに提出（再度入札も同様）
対象	建設工事 予定価格を事後公表で実施する入札以外	建設工事	① A等級対象工事 （総合評価落札方式を除く） ② 舗装工事
		建設関連業務	全ての業種

【入札の流れ】

事後審査型条件付き一般競争入札の場合
（※1）

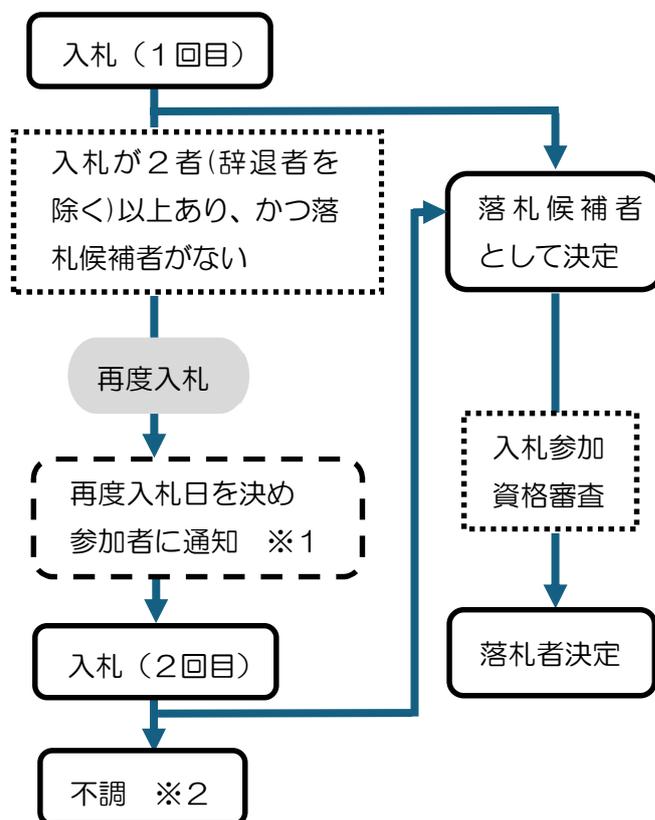


※1 「事後審査型条件付き一般競争入札」とは、参加資格要件の審査を、入札後に、落札候補者だけを対象に実施。（総合評価落札方式による一般競争などについては、入札前に参加申請のあった全ての者を対象に資格審査。）

※2 1回の入札において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がない場合は不調とする。

【入札の流れ】

事後審査型条件付き一般競争入札の場合



※1 再度入札の開札日は、1回目の開札日の翌日から起算して3日目以後を目安に設定する。

※2 2回目の入札においても、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がない場合は不調とする。

○指名競争入札の流れ

※予定価格の事前公表と事後公表で、入札の流れが異なります。

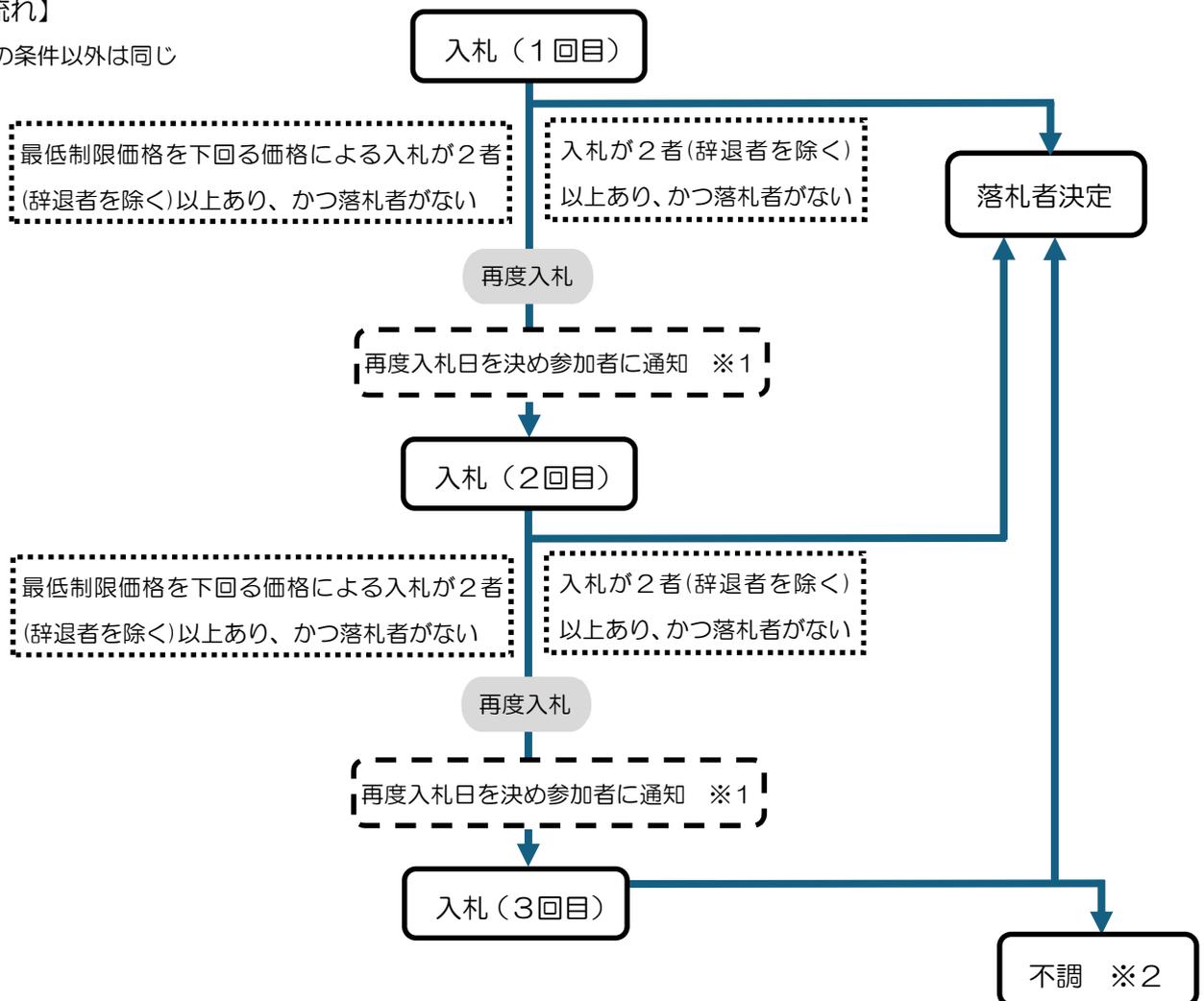
※小額工事を含む建設工事、業務委託及び賃貸借契約に係る指名競争入札（見積合せ）において、親会社と子会社の関係にある事業者及び代表者や役員の重複がある事業者は、原則、同一案件で同時に指名しません。

※業務委託においては、予定価格非公表であるためこの例によりませんが、再度入札は同日に執行回数は最大3回実施いたします。

予定価格を入札前に公表（事前公表）		予定価格を入札後に公表（事後公表）	
入札の執行回数	原則1回 ※最低制限価格を下回る価格による入札が2者（辞退者を除く）以上あり、かつ落札者がいない場合は、再度入札を実施（ 最大3回 ）	入札の執行回数	原則1回 ※入札が2者（辞退者を除く）以上あり、かつ落札者がいない場合は、再度入札を実施（ 最大3回 ）
工事費内訳書の添付（工事の場合）	入札と共に指定する期限までに提出※再度入札時は不要（落札者のみ、契約までに提出）	工事費内訳書の添付（工事の場合）	入札と共に指定する期限までに提出※再度入札時は不要（落札者のみ、契約までに提出）
対象	建設工事 舗装工事以外	対象	建設工事 舗装工事のみ

【入札の流れ】

※再度入札の条件以外は同じ



※1 再度入札の開札日は、1回目の開札日の翌日から起算して3日目の日以後を目安に設定する。

※2 3回目の入札においても、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がない場合は不調とする。